

日時 | 2025年11月8日(土)・9日(日)

場所| 南山大学名古屋キャンパス

主催|法と心理学会 http://jslp.jp/

目 次

開催会場のご案内	2
大会参加者へのご案内	5
報告者へのご案内	7
大会スケジュール	8
大会シンポジウム	10
共同ミニシンポジウム	11
ワークショップ	12
口頭報告	15
ポスター報告	
フラッシュスピーチ	26

開催会場のご案内

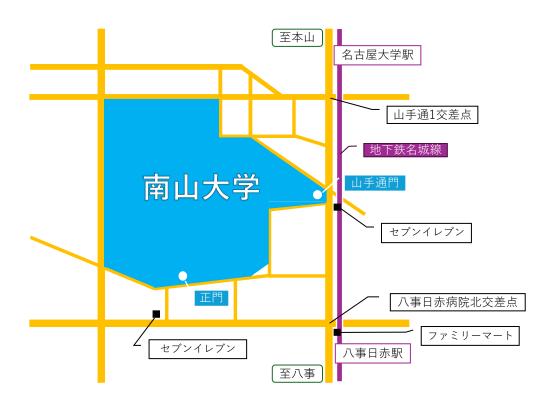
■ 開催日 | 2025 年 11 月 8 日 (土) · 9 日 (日)

■ 会場 | 南山大学名古屋キャンパス

■ 所在地 | 〒466-8673 愛知県名古屋市昭和区山里町 18

大会参加者がご利用いただける駐車場はございません。公共交通機関でお越しください。 南山大学名古屋キャンパスへのアクセスは、以下のサイトでご確認下さい。

https://www.nanzan-u.ac.jp/Information/access.html



- 地下鉄名城線名古屋大学駅下車、徒歩約10分
- 地下鉄名城線八事日赤駅下車、徒歩約10分

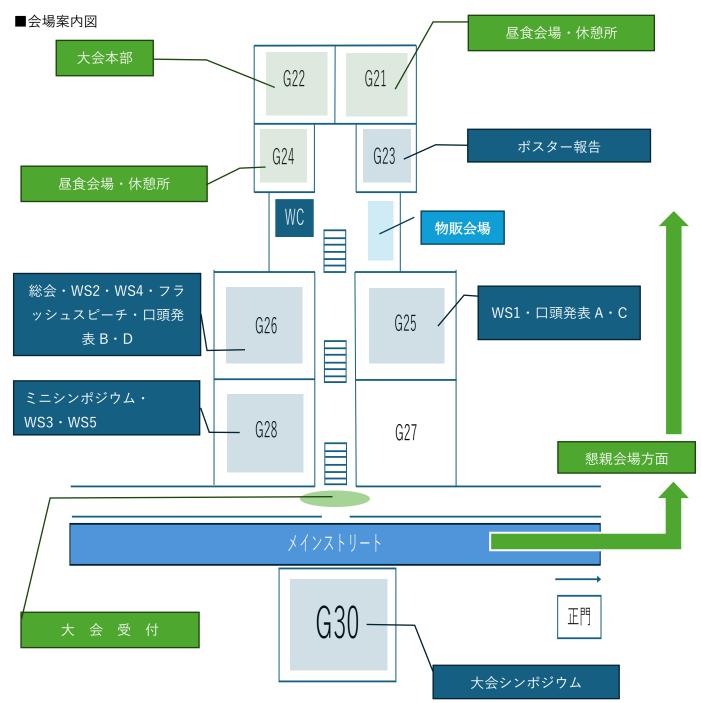
■ 南山大学キャンパスマップ



- 大会会場 | G棟及びG30
- 懇親会場 | C棟 1F SWEETS MAGIC Lab

*大会受付の際にはG棟の以下の写真の入口からご入場ください。





■大会受付後、各教室に移動してください。

大会参加者へのご案内

■ 大会受付

大会第1日目 | 9時30分~17時00分 大会第2日目 | 9時30分~16時30分

※受付は、G28 入口前です。会場内では、受付時にお渡しするネームプレートをご着用下さい。大会 参加費および懇親会費につきましては、事前振込にご協力いただければ幸いです(事前参加申込み は 9 月 28 日迄、事前振込は 10 月 8 日迄です)。

■ 参加費用(当日お支払いの場合)

正会員 | 一般 7,000 円 大学院生 4,000 円

準会員 学部学生 2,000 円

非会員 一般 8,000 円 大学院生 6,000 円 学部学生 3,000 円

※大会シンポジウムのみに参加する場合および非会員の方がワークショップ・シンポジウムにおける 登壇者・被依頼者(情報提供者)としてのみ参加される場合には、参加費のお支払いは不要です(他 のプログラムにも参加される場合は、参加申込、支払いをお願い申し上げます)。

※大学院生と学部学生の方は、受付時に学生証のご提示をお願いします。

■ 会員休憩室

会員休憩室・昼食室として、G21 及び G24 教室を開放します。利用時間は、受付時間中を予定しております。

■ 昼食

キャンパス内には、売店・食堂等は開いておりません。山手通門から出たところにある山手通り向かい側にコンビニエンスストアがあり、名古屋大学駅近隣に、飲食店がございます。ただし、飲食店・コンビニエンスストアまで、大会会場から徒歩で10分程度要する点にご注意下さい(飲食店は混雑している場合もございます)。

■ 総会

第1日目の13時35分から、G26教室で行います。お弁当・お飲物のご用意はございません。

■ 懇親会

第1日目の18時00分から、C棟1階のSWEETS MAGIC Lab において開催致します。 懇親会費は、会員種別を問わず、当日払いの場合には6,000円です(事前振込の場合は5,000円)。 当日参加の方は、大会受付時に併せてお支払い下さい。

■ 大会本部

G22 教室に大会本部を置きます。

■ クローク

本大会ではクロークは用意いたしません。名古屋大学駅、八事日赤駅などの各駅に設置されたコインロッカー等をご利用下さい。

■ 書店出展ブース

書店の展示を G 棟の廊下スペースで行う予定です。

■ ネット接続

キャンパス内では、eduroam の ID 等が提供されている大学機関にご所属の方々は Wi-fi 接続をすることができます。学外の方々にご利用いただけるネットワークは他には提供されていないため、悪しからずご容赦いただければ幸いです(携帯電話の電波は届きます)。

2025 年度 法と心理学会大会発表賞 投票のお願い

法と心理学会では、大会における優れた発表を顕彰し、領域における研究を促進するために、「法と心理学会発表賞」が設けられております。この賞の選考において、一般会員の皆様による投票結果がもっとも重要な材料になります。 口頭発表、ポスター発表において見聞きした発表、抄録を読んで内容に強く期待ができるもので、表彰に値すると感じた優れた研究がありましたら、すべての発表を見聞きしている必要はありませんので、投票をお願いいたします。

今回は、紙媒体による投票を実施します。詳細については、大会当日にもご案内申し上げます。

報告者へのご案内

■ ワークショップ・口頭報告

発表に用いるパソコンは、各発表者においてご準備下さい。プレゼンテーションは、各教室に設置 されているプロジェクターを用いてスクリーンに投影します。

会場は、HDMI 端子、RGB 端子での接続となります。お手持ちのパソコンが HDMI 端子などの接続に対応していない場合には、変換ケーブル等を各自でご準備・ご持参下さい。報告者は報告時間よりも早めに集合し、報告前に必ず PC の動作確認をしてください。

ワークショップは1件90分、口頭報告は1人30分です(いずれも質疑応答時間を含みます)。

■ ポスター報告

第 1 日目 10 時 00 分(受付開始後)からポスターを掲示することが可能です。ポスターパネル (W900mm×H1600mm)、セロハンテープは会場でご用意致します (セロハンテープのみ使用可能)。 在席責任時間は、時間帯 A が第 1 日目 11 時 35 分~12 時 35 分、時間帯 B が第 2 日目 12 時 40 分~13 時 40 分となっております。ご自身の在席責任時間がいずれの時間帯にあたるかは、大会スケジュールをご確認下さい。

■ フラッシュスピーチ

フラッシュスピーチの割り当て時間は、報告と質疑を合わせて一人 15 分です。

■ 配付資料

インターネットを利用して資料を配付する場合、キャンパス内では eduroam 以外に学外の方々が使用できるネットワークが提供されていない点に、ご留意下さい。eduroam を使用できない参加者は、携帯電話等による接続となる点にご留意下さい。紙媒体で資料を配付する場合、各自で必要部数をご準備下さい。シンポジウムにおいて紙媒体の資料を配付する場合には、事前に発表会場のスタッフにお渡し下さい。ワークショップ、口頭報告、ポスター発表において紙媒体での資料を配付する場合には、会場の適宜の場所に資料を置いて配付して下さい。

■ 報告の取消し

ポスター報告者が欠席した場合は、報告取消しとみなします。欠席する場合には、お早めに準備委員会にご連絡下さい。連名報告者がいる場合には、事前に大会準備委員会の承諾を得たときに、代理報告をすることができます。

■ お問い合わせ

大会への参加、報告に関するお問い合わせは、法と心理学会第25回準備委員会事務局(南山大学・岡田研究室)までお願いいたします。E-mail: 26th.jslp@gmail.com

大会スケジュール

■第1日目 11月8日(土)

	G23	G25	G26	G28	G30		
10:00		WS1	WS2	WS3			
11:30	休憩						
11:35	ポスター発表		フラッシュスピ				
	A		ーチ				
12:35	休憩						
13:35			総会				
14:35	休憩						
14:40					シンポジウム		
17:10							
18:00	懇親会(17:30~受付※、20:00 解散。※受付は混雑が予想されるため早めにお越し						
	ください。C棟1F SWEETS MAGIC LAB)						

シンポジウム

大会シンポジウム | 有賀敦紀ほか

ワークショップ

WS01 | 村山満明ほか

WS02 | 向井智哉ほか

WS03 | 関口和徳ほか

ポスター発表

A | 01 午道青歩ほか、03 高木光太郎、05 大橋靖史、07 原聰、09 板山昂、11 赤嶺亜紀ほか

フラッシュスピーチ

01 外塚果林、02 矢部芹、03 湯山祥、04 武田彩ほか

■第2日目 11月9日(日)

	G23	G25	G26	G28	G30		
9:30		口頭発表 A	口頭発表 B				
11:00	休憩						
11:05		口頭発表 C	口頭発表 D				
12:35	休憩						
12:40	ポスター発表						
	В						
13:40				ミニシンポジウ			
				4			
15:00	休憩						
15:10			WS4	WS5			
16:40	大会終了						

シンポジウム

ミニシンポジウム | 岡田悦典ほか

ワークショップ

WS04 | 大角洋平ほか

WS05 | 羽渕由子ほか

口頭報告

A | 01 綿村英一郎ほか、02 富山侑美、03 井奥智大ほか

B | 04 脇中洋、05 藤本亮ほか

C | 06 向井智哉ほか、07 花田捺美ほか、08 貞村真宏ほか

D | 09 廣田貴也ほか、10 山崎優子ほか、11 山本登志哉

ポスター発表

B | 02 真島猛、04 LIU ZEYU ほか、06 秋野光城ほか、08 田口琳ほか、10 北村亮太ほか、12 若林宏輔ほか

大会シンポジウム

第1日目 | 11月8日(土)14時40分~17時10分 G30教室

- ■題目 |消費者法と心理学の現状と展望
- ■企画・報告 | 佐伯昌彦(慶應義塾大学法学部)、大角洋平(愛知学院大学法学部)
- ■報告 | 有賀敦紀(中央大学文学部)、西内康人(京都大学大学院法学研究科)、若林宏輔(立命館大学総合心理学部)

国家の介入をなるべく抑え、個々人が自由に取引ができる社会を実現するため、私法においては、自らの意思に基づいてのみ法的義務を負うという私的自治の原則が妥当している(たとえば、内田 (2025: 15)を参照)。しかし、消費者と事業者との間にある情報力や交渉力の格差ゆえに、私的自治の原則のみに委ねることは適当ではないとして、消費者を保護する目的で各種の法律が整備されており、それらは消費者法と呼ばれる(消費者法に関するテキストとして、さしあたり、大澤 (2025)や宮下ほか (2024)を参照)。

この消費者法の領域において、近時、心理学的知見を参照しようとする動きがみられる。すなわち、2018年8月に、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」が公表した『若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書』では、説得における中心ルートと周辺ルートの存在を指摘する精査可能性モデルが紹介され、あわせて、周辺ルートを用いた説得技法に関して、ロバート・B・チャルディーニの『影響力の武器』が紹介されている(『影響力の武器』については、報告書刊行後に、新版であるチャルディーニ(2023)が刊行されている)。その後の消費者法に関連する各種の報告書においては精査可能性モデルへの言及は行われていないようであるが、代わりに、二過程理論と我々の判断に潜むバイアスへの言及がなされている(たとえば、2024年10月に公表された、「消費者委員会消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」による『消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」による『消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」による『消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会中間整理』を参照)。また、いくつかの消費者法に関する政府の検討会等に心理学者が関与している。

このように、消費者法の領域においても、法学と心理学とが協働する可能性が広がってきており、かつ、両者の生産的な協働への社会的要請も高まっているように思われる。そこで、本年の大会シンポジウムでは、近時の消費者法の領域における心理学研究の位置づけを整理し、将来の研究可能性について展望することを目指すこととした。このようなテーマを取り上げた意図は、大きく2つある。第1に、これまで、法と心理学では、心理学的な知見を応用できる法的場面の広さにもかかわらず、刑事法の領域にやや関心を集中させてきたように思われるところ、このシンポジウムを通して、法と心理学がより広い対象を視野に収めうることを改めて示したいと考えている。第2に、法学と心理学とがある程度関心を共有していたとしても、両者の関心が完全に一致しているわけではないかもしれない。それゆえ、両者が生産的に協働していくために、改めて法学と心理学のアプローチの異同を自覚的に検討したい。本シンポジウムでは消費者法を主として取り上げるが、そこでの議論は、これまで法と心理学の領域で中心的に扱われていた法的課題についても有意義なものであると考える。以上の通り、消費者法の領域における法と心理学研究の可能性を展望しつつ、より広く、法学と心理学との協働の在り方についても

議論を深められることを期待したい。

■文献

- ・内田貴(2025)『民法 I-1 総則(第5版)』東京大学出版会。
- ・大澤彩(2025)『消費者法(第2版)』商事法務。
- ・チャルディーニ、ロバート B (社会行動研究会監訳) (2023) 『影響力の武器 (新版)』誠信書房。
- ・宮下修一ほか(2024)『消費者法(第2版)』有斐閣。

共同ミニシンポジウム

第2日目 | 11月9日(日)13時40分~15時00分 G28教室

- ■題目 | 法とめぐる関連諸領域との連携(法と心理学会・法と経済学会共催)
- ■企画・報告 | 岡田悦典(南山大学/法と心理学会開催校・大会準備委員長)、小林佳世子(南山大学/法と経済学会開催校・副プログラム委員長)
- ■報告 | 太田勝造(明治大学法学部)、仲真紀子(理化学研究所)、岡田悦典(南山大学法学部)、小林佳世子(南山大学経済学部)

本ミニシンポジウムでは、「法」をめぐる多様な学術領域――とりわけ法学、心理学、経済学――が、 それぞれの立場から培ってきた知見と方法論を踏まえ、相互の接点をどのように見出し、これらをいか に有機的に連携・融合させていけるのかを共に探る。

従来これらの分野は、独自の方法論や前提に基づき、それぞれに「法」にアプローチしてきた。しか しそもそも「法」は、本質的に人間の行動と密接に関わるものであり、その理解と運用においては、私 たち人の意思決定や行動原理、さらにはそれを取り巻く社会的文脈に目を向ける視点が欠かせない。

加えて、AI の進展や脳神経科学等の飛躍的発展は、これまでにはなかった未知なる問いを我々に突きつけているように思われる。こうした現代的課題に向き合ううえでも、学際的な連携は、今後の法研究においてますます重要性を増していくことと思われる。各領域の強みを繋ぎ、議論を通じて共通の足場を築くことは、より深く、より意義ある法制度の理解と設計に向けた大きな可能性を拓くはずである。

本企画では、両学会において長年研究を牽引してきた代表的な研究者による話題提供を起点に、分野横断的な意見交換を通じて、今後の新たな学際的展開の方向性を模索することを目的とする。

なお今回の共同イベントは、両学会が同日程・同キャンパスで開催されるという偶然の重なりから生まれた試みである。そもそも、法と心理学会および法と経済学会は、それ自体が領域横断的な知的交流を制度的に組み込んだ、ユニークな特徴を持つ学会である。いずれも「法」を軸に、他領域と交差する知の探究を継続してきた豊かな蓄積を持ち、学術の接点を切り拓いてきた。だからこそ、今回の分野を超えた対話が、今後の学際的な法研究にとって、次なる展開を促す刺激的な第一歩となることを期待している。偶発的な出会いが、どのような視点や問いを生み出すのか――そのさらなる広がりの契機として、本シンポジウムが一助となれば幸いである。

ワークショップ

第1日目 | 11月8日(土) 10時00分~11時30分(WS01、WS02、WS03) 第2日目 | 11月9日(日)15時10分~16時40分(WS04、WS05)

ワークショップ WS01 | G25 教室

- ■題目 |刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義
- ■企画 | 村山満明(立命館大学)、中川孝博(國學院大學法学部)
- ■司会 |村山満明(立命館大学)
- ■報告 | 村山満明(立命館大学)、大倉得史(京都大学環境・人間科学研究科)、中川孝博(國學院大學法学部)
- ■指定討論 | 太田勝造 (明治大学法学部)、石塚章夫 (埼玉弁護士会)

企画者らは、2018 年以降、本学会において供述の心理学的鑑定をテーマとした WS を行ってきたが、その中で、対立仮設検討型供述分析の方法論がベイズ理論を基礎とした証明理論とよく符合していることに気付いた。その証明理論は、R. Bender らによるドイツのテキスト『裁判における事実認定 Tatsachenfeststellung vor Gericht』において、版を重ねながら一貫して論じられているものである。そこで、本書の内容を紹介しつつ、事実認定にベイズ理論の考え方を取り入れることの意義について報告し(村山)、実際にベイズ理論の考え方を採り入れたといえる福井事件の再審開始決定を紹介し(大倉)、それとは異なる事実認定の手法を用いている同事件の確定判決との比較を試みる(中川)。そのうえで、このテーマのパイオニア(太田)と、刑事裁判におけるベイズ理論の可能性を長年にわたり追求してきた元裁判官(石塚)にコメントをしていただく。以上の報告およびコメントにより、刑事裁判における事実認定にベイズ理論を導入することで何が生まれ、どのような課題が生じるかについて考えてみたい。ひいては、それが供述の心理学鑑定が裁判において受け入れられやすくなる土壌の涵養にもつながることも期待している。

ワークショップ WS02 | G26 教室

- ■題目 |「法と心理|におけるマイクロパブリケーションの導入と展望
- ■企画・司会 | 向井智哉(福山大学)、綿村英一郎(大阪大学)、藤田政博(関西大学)、田中晶子(摂南大学)
- ■報告 |藤田政博(関西大学)、向井智哉(福山大学)
- ■指定討論 | 外塚果林(洗足こども短期大学)、緑大輔(一橋大学)、福島由衣(早稲田大学)、趙心語(大阪大学)、伊藤篤希(大阪大学)、綿村英一郎(大阪大学)

本ワークショップでは、「法と心理」における新たな出版形態としてマイクロパブリケーションを導入する意義と実現可能性について議論する。近年、学術研究の成果を迅速に公開し、より多くの研究者や実務家にアクセス可能にすることが求められているが、従来の学会誌では査読や編集プロセスに時間がかかり、研究成果の即時的な共有が難しいという課題があった。そこで、マイクロパブリケーション

の仕組みを取り入れることで、学会発表の記録や短い論文、データ公開を柔軟に行い、研究成果の可視化を促進することを目指す。本ワークショップでは、その具体的な運用方法として、ついて議論する。また、DOIの付与による論文の安定的な管理や、オンライン化の推進が学会の運営に与える影響についても検討し、マイクロパブリケーションの業績としての位置付けや研究評価への影響について考察する。本ワークショップを通じて、制度の具体的な設計を進めるとともに、参加者からの意見を取り入れ、今後の発展に向けた議論を深める機会としたい(なお、指定討論は座談会形式で実施する)。

ワークショップ WS03 | G28 教室

- ■題目 | 自白の証拠能力―「法学」と「心理学」の協働によるより実証的・科学的な議論をめざして)
- ■企画 | 関口和徳(愛媛大学)
- ■司会 | 関口和徳(愛媛大学)
- ■報告 | 徳永光 (獨協大学)、中島宏 (法政大学)、堀田周吾 (東京都立大学)、関口和徳 (愛媛大学)
- ■指定討論 | 渕野貴生(立命館大学)、高木光太郎会員(青山学院大学)、大橋靖史会員(淑徳大学)「法と心理学」の分野では、供述鑑定やそのための技法の研究を通じて、自白の信用性については多くの関心が寄せられてきた。一方で、その前提となる自白の証拠能力をめぐる問題については、必ずしも十分な関心が寄せられてきたとは言い難い状況にある。自白の証拠能力を判断する際には、虚偽自白誘発のおそれの有無、黙秘権侵害の有無、取調べの違法性の有無といった問題が浮上するが、これらはすぐれて理論的な問題であるだけでなく、法学と心理学の知見を融合させて実証的・科学的に検討すべき課題を多分に含む問題でもある。ところが、現状では両者の協働は必ずしも円滑には進んでおらず、そのために自白の証拠能力をめぐる議論において心理学的知見が十分に活かしきれていないが実情である。

本ワークショップでは、まず、刑事訴訟法研究者が、自白の証拠能力をめぐる議論の現状と課題を整理・紹介し、とくに心理学研究者の会員に向けて、注目していただきたい点や研究していただきたい点などを提示することにしたい。その上で、指定討論者によるコメントや参加者間での意見交換を通じて、法学と心理学の協働の在り方や、自白の証拠能力に関する議論をより実態に即した実証的・科学的なものへと深化させるための方法などを探ることにしたい。

ワークショップ WS04 | G26 教室

- ■題目 | 「被疑者ノート」の情報保障機能と理解度の検証
- ■企画 | 大角洋平(愛知学院大学法学部)
- ■司会 | 大角洋平(愛知学院大学法学部)
- ■報告 | 大角洋平(愛知学院大学法学部)、反田智之(福山大学人間文化学部心理学科講師)、芝﨑勇介(弁護士法人多摩パブリック法律事務所〔東京弁護士会〕)
- ■指定討論 | 馬淵未来(北千住パブリック法律事務所) 被疑者には、黙秘権や弁護人依頼権など様々な権利が保障されている。しかしこれらの権利は単に制

度として存在するだけでは実効性を持たず、被疑者がその存在を知り、その内容と有用性を認識しては じめて機能する。権利保障は、被疑者への情報保障と表裏の関係にあるといえる。

被疑者の情報保障に寄与してきたのが、弁護人の助言と日弁連が作成した被疑者ノートである。被疑者ノートには、取調べを受ける際の心構えと権利内容が記載されており、その内容は正確かつ豊富である。もっとも、法律の素人である被疑者が、これらの内容を消化しきれているかは検証しなければならない。例えば、豊富な情報量は重要な情報を埋没させている恐れがある。あるいは、被疑者が採りうる選択肢を網羅的に示すことで、かえって何も行動ができなくなるかもしれない。過剰な情報提示や複雑な選択肢の提示が、理解を阻害する危険性がある。

そこで本ワークショップでは、被疑者ノートのどの点において理解が不足しているのかを実験を通じて検証し、被疑者ノートの改善策や弁護人の助言のあり方を提唱する。このような実験を通じて、被疑者ノートがもたらし得る情報保障上の意義と限界を明らかにする。

ワークショップ WS05 | G28 教室

- ■題目 |鑑定書ってどう書くの?、専門家証言って何するの?――心理学者に向けた依頼から出廷までのガイダンス――
- ■企画 | 羽渕由子(周南公立大学情報科学部)、田中晶子(摂南大学現代社会学部)、仲真紀子(理化学研究所)
- ■司会 | 羽渕由子(周南公立大学情報科学部)
- ■報告 | 仲真紀子(理化学研究所)、奥野雄一郎(大阪地方検察庁)
- ■指定討論 |緑大輔(一橋大学法学研究科)

令和5年の刑事訴訟法の改正後、各機関で実施した司法面接が手法に則ったものであるか、そこで得られた子どもの供述は信用できるものなのかなど、司法面接の研究を行っている研究者に向けて鑑定依頼や問い合わせが増えている。しかし、心理学者にとって「鑑定書」「専門家証言」についての知識や情報は乏しく、未経験のことや過大な責任を負うことへの畏怖、法的実務に関わることには慎重になるべきである(=安易に引き受けるべきではない)との意見もある。本ワークショップでは、「鑑定書」「専門家証言」について短い解説を行った後、「鑑定」において求められていること、依頼から出廷までの一連のプロセス、費用、守秘義務等について、依頼者、専門家に話題提供いただく。その後、ディスカッションをおこない、法的実務の「見える化」と法と心理の橋渡しポイントを探ることを目的とする。

口頭報告

第2日目 | 11月9日(日)9時30分~11時00分(A | G25教室)

第2日目 | 11月9日(日)9時30分~11時00分(B | G26教室)

第2日目 | 11月9日(日)11時05分~12時35分(C | G25教室)

第2日目 | 11月9日(日)11時05分~12時35分(D | G26教室)

口頭報告 A-01 | G25 教室

- ■題目 |安楽死法は"滑り台"か"尊厳の橋"か?――制度化が人々の感情に与える影響
- ■報告 | 綿村英一郎(大阪大学大学院人間科学研究科)、井奥智大(大阪大学大学院基礎工学研究科)、 山本倫生(大阪大学大学院人間科学研究科)

安楽死制度の導入をめぐる議論が国際的に広がる中、日本においてもその是非をめぐる関心が高まりつつある。本研究は、安楽死の法制化が人々の心理に与える影響を Slippery slope 感感 (制度が逸脱的に拡張されるという不安) と、尊厳を守る選択肢としての期待という 2 側面から実験的に検討した。日本の成人 230 名を対象に、安楽死が導入されたという架空のニュース記事を提示する実験を行いその後の感情的反応と判断を測定した。実験の結果、制度導入は Slippery slope 感を抑制する効果をもつ一方、尊厳期待には明確な変化をもたらさなかった。さらに、制度対象外とされる事例に対しても受容度が高まる傾向がみられ、心理的 slope と制度的 slope の非対称性が示唆された。本研究から、安楽死の制度広報のあり方や社会的受容の形成過程に対して新たな示唆が得られた。

口頭報告 A-02 | G25 教室

- ■題目 |臓器移植法上の臓器提供に対する家族の同意要件に関する心理学実験を用いた序論的研究
- ■報告 | 富山侑美(沖縄大学経法商学部)

臓器移植医療は、移植でしか救うことの出来ない命を救うための重要な医療の1つであるが、我が国では、亡くなった方からの臓器提供数が他の先進国に比して圧倒的に少なく、慢性的に「臓器不足」の状態に陥っている。その原因の1つとして、臓器移植法上、ドナー家族の臓器提供への同意が死体損壊罪等の正当化事由となっていることが挙げられる。すなわち、臓器提供の場面では、医師から患者の家族への臓器提供の選択肢提示が必要となってくるが、この際に医師にとっても患者の家族にとっても、心理的負担が少なくないとの指摘がなされてきており、ドナー家族の同意の意義を見直すことなしに、臓器提供数を増加させることは出来ない。

そこで、報告者は、2024 年度沖縄県臓器提供施設連携体制構築事業との共催で、脳死とされ得る状態となった患者の家族に対して、医師が臓器提供の選択肢提示をする場面を、那覇市立病院の医師・看護師が再現し、被験者には、予め渡されたシナリオの設定に基づいて、当該患者の家族として、ロールプレイに参加して頂き、その直後に別室において、本研究の分担者と報告者の2名からの質問に答えて頂く心理実験を行った。その結果の分析と検討を通し、臓器移植法改正も見据えた今後の臓器提供体制の

あり方に関する若干の私見を述べるものとしたい。

口頭報告 A-03 | G25 教室

- ■題目 |終末期のコミュニケーションと意思決定:エージェントベースモデリングによる検討
- ■報告 | 井奥智大(大阪大学)、綿村英一郎(大阪大学)

日本では、終末期に対する意識が低い。終末期に向けた準備行動(Advance Care Planning; ACP)の実施率が 1.5%であり、また本人の意思が不明確なまま医療判断が行われる事例や、家族間のトラブルが増加している。高齢化の進展を背景に、終末期準備行動の普及は喫緊の課題である。しかし、その社会的影響については十分に検討されていない。本研究では、終末期準備行動の拡大が社会に与える影響をエージェントベースモデリング(Agent-Based Modeling: ABM)によって検討する。ABM は、個々のエージェント(個人や家族)が相互作用を通じて意思決定を行い、その結果が社会全体の動向として表れる過程をシミュレーションする手法である。本モデルでは、終末期に向けた準備行動が在宅医療や緩和ケアなどに対する個人の意思決定にどのように関連しているのかを検討する。

口頭報告 B-04 | G26 教室

- ■題目 |司法面接的聴取から体験性を識別するための仮説
- ■報告 |脇中洋(大谷大学)

司法面接的聴取が行われていても、その体験性に疑義を抱く事例はしばしば見られる。それでは体験性を満たす聴取内容と体験性に乏しい聴取内容の違いはどこにあるのか。これまで報告者が検討してきた事例を通じて、体験性の有無を識別する特性を仮説として提起する。体験性を伴う聴取内容の起源は、五感で入力された一次知覚的なものであり、またそれに伴う感情である。また加害者と被害者の接近回避過程や対話内容など相互作用的なやりとりを伴う。こうした体験記憶が短期記憶から長期記憶へと符号化され、また概括化されて、被害報告へと至る。したがって体験性に富んだ被害主張は、一次知覚的あるいは相互作用的な想起内容が忘却のためごく一部に留まっていても一貫しており、また周辺の情報を含めた文脈的整合性を満たしていると考えられる。それに対して体験性を伴わない被害主張は、一般化され概括化された訴えに端を発しており、具体的な行為は述べられても、一次知覚的な感覚や感情は体験性なしに構成される。このため一次知覚的あるいは相互作用的な体験記憶は表出されにくく、また表出されても断片的であったり、一貫性を欠いていたりする傾向が強いと思われる。非体験的な被害主張は、記録的な整合性は後付けで満たされていても、体験性に富んだ主張のような文脈的整合性に乏しく、被害体験がパッチワークのように断片的になる傾向があると考えられる。

口頭報告 B-05 | G26 教室

■題目 | 外国語による法学習における言語・認知・法知識の交錯―留学生を対象とした到達度調査(第 三波)に向けた分析的枠組み ■報告 |藤本亮(名古屋大学名誉教授)、瓦井由紀(名古屋大学大学院法学研究科)

本報告では、日本語を外国語として学びながら日本法を履修する留学生に焦点を当て、言語能力、論理的思考力、法的知識の関係を明らかにすることを目的とする。現在進行中の研究の一環として、2025年9月~10月に第三波となる模擬テスト調査を実施予定であり、そこで得られるデータをもとに、学習到達度の構造的把握を試みる。調査では、日本語能力(一般日本語・法律日本語)、論理的推論力、法学知識の3要素について多肢選択式の問題を用い、それぞれの得点間の関係や規定因を検討する。対象は日本国内の法学系留学生であり、対照群として日本語母語話者も含める予定である。さらに、現場でパラリーガルとして働くCJL修了生へのインタビュー調査も補助的に活用し、実務における言語的・認知的課題の具体相を補完的に捉える。外国語環境下で法を学ぶとはどういうことか、その困難と可能性を、実証的に検討し、教育設計への応用を展望したい。

口頭報告 C-06 | G25 教室

- ■題目 |量刑における裁判官の個人差
- ■報告 | 向井智哉(福山大学)、松木祐馬(中部大学)、長谷川智子(京都橘大学)、辻鼓二郎(愛媛大学)、浦東聡介(立教大学)

裁判官ないし裁判員の量刑傾向に関してはこれまで多くの研究が行われてきた。しかし、これまでの研究は主に質問紙調査に基づくものであり、実際の裁判のデータを用いた検証は行われてこなかった。この点について、近年には最高裁判所の判例データベースに掲載されている PDF ファイルをテキストデータ化したデータセット「日本の判例データ」が公開されている。本研究では、このデータセットに含まれる 2000 年以降の刑事裁判のデータをコーディングし、裁判官ごとに量刑にどの程度の相違があるのかを検討することを目的とした。ベイズ回帰を用いた分析の結果、事件の重さ(求刑)や裁判所、時期を統制した上でも、裁判官間の量刑には一定の相違があることが示された。この結果は、公正な裁判が行われているかについて疑問を投げかけるものであり、裁判実務に重要な示唆を与える。他方、活用可能なデータが全データの一部にとどまるという点で課題も有している。

口頭報告 C-07 | G25 教室

- ■題目 |被害者・被告人の同情情報が量刑判断に及ぼす影響:犯行意図および被害結果に着目して
- ■報告 | 花田捺美(自然科学研究機構 生理学研究所/総合研究大学院大学)、吉岡歩(自然科学研究機構 生理学研究所/立命館大学)、伊津野巧(自然科学研究機構 生理学研究所/九州大学)、三浦健一郎(京都大学)、土元翔平(自然科学研究機構 生理学研究所)、定藤規弘(自然科学研究機構 生理学研究所/立命館大学)、福永雅喜(自然科学研究機構 生理学研究所/総合研究大学院大学)

これまでの研究により、被害者や被告人の同情情報が量刑を左右することは知られているが、その効果が事件の特性によってどのように異なるかは十分に検証されていない。そこで本研究は、被告人の殺意の有無、被害者の生死などの事件情報を前提とした量刑判断において、被害者および被告人の同情情

報が与える影響を検討した。

実験は、参加者 30 名に対して、事件概要(殺意あり/なし×被害者生存/死亡)を提示し、1 度目の量刑判断を行った。その後、追加情報として被害者の同情情報(被害者条件)、被告人の同情情報(被告人条件)、または事件概要を再提示するコントロール条件を設け、2 度目の量刑判断を実施した。量刑判断の変化量(2 度目 – 1 度目)を従属変数、事件タイプ×追加情報を独立変数とする線形混合モデルを適用した結果、被告人条件では、殺意がある事件で顕著に量刑が軽減されることが示唆された(p<.001)。被害者条件では、被告人に殺意がなく、被害者が生存する事例で量刑が加重されることがわかった(p<.01)。このことから、被告人の同情情報は重大な事件で量刑の軽減に、被害者の同情情報は軽微な事例で量刑の加重に関与する可能性が示唆された。

口頭報告 C-08 | G25 教室

- ■題目 | 日本における伝統的男性役割規範と性犯罪被害男性への社会的ネガティブ反応
- ■報告 | 貞村真宏(大阪大学大学院人間科学研究科)、向井智哉(福山大学人間文化学部心理学科)

日本では男性が弱さを見せるべきでないという伝統的性役割態度が根強く、男性の性被害者に対する 否定的反応が指摘されている。しかし、日本における多くの研究では女性被害者が想定されており、男 性被害者に対する反応については十分な検討が行われていない。そこで本研究では、日本人 291 名を対 象に、「男性が女性から性的暴行を受けた」内容のシナリオを用いたオンライン調査を実施し、男性に対 する伝統的性役割態度と被害者への否定的社会的反応との関連を検討した。結果、伝統的性役割態度は 被害者に対する否定的反応と有意に正関連し、特に「男性が性的関係で主導すべき」という規範の支持 は、被害者非難や加害者非難の減少と最も強く関連した。男性は女性より伝統的性役割態度を支持し、 被害者に対する否定的反応も多かったが、これらの性差は性役割態度の違いで説明可能であった。本研 究は西洋中心の先行研究を補完し、日本文化におけるジェンダー規範と否定的反応の関係に新たな知見 を提供することによって、文化によってジェンダー規範の影響が異なり得ることを示唆したという点で 意義を有する。

口頭報告 D-09 | G26 教室

- ■題目 | 有罪判決後に生じる不利益情報の提示が日本版司法取引の意思決定に与える影響
- ■報告 | 廣田貴也(立命館大学 OIC 総合研究機構)、若林宏輔(立命館大学総合心理学部)

日本版司法取引制度は、他者の刑事事件に関する証言や証拠提供などの捜査協力を行うことで、自身の罪状に関する恩典を得る捜査協力型を採用している。自身の犯罪事実を対象とする自己負罪型とは異なり、捜査協力型においては、取引を受諾した供述者に対する恩典として不起訴(起訴猶予)処分が提示されることがあり、実例においても供述者が不起訴になった事例が報告されている。このような制度設計の下では、たとえ供述者自身が無実であっても、有罪判決となってしまった場合に生じる不利益の大きさを認識した場合、不起訴処分を得ることを目的として取引を受諾する可能性がある。

そこで本研究では、日本版司法取引の状況を想定したヴィネット実験において、(a) 供述者が実際に

罪を犯したか否かの罪状況、および(b)有罪判決後に生じる不利益情報の程度をシナリオ内で操作した上で、司法取引を受諾するか否かの判断を求めた。本研究の結果から、有罪判決後における不利益への認識が日本版司法取引の意思決定にどのような影響を及ぼすかについて検討を行う。

口頭報告 D-10 | G26 教室

- ■題目 |目撃者の視力や視認状況にもとづく識別判断の信用性
- ■報告 | 山崎優子(駿河台大学心理学部)、徳永留美(千葉大学大学院国際学術研究院)

犯人を目撃した人の識別判断の正確性には複数の要因が影響する。中でも目撃者の視力、犯人との距離は、目撃者の識別判断の信用性を判断するに際して、非常に重要な要因である。しかし、判決文の中で目撃者の視力や距離が示されずに目撃者の識別判断の信用性が肯定されるケース、視力と距離が示されてはいても科学的観点から検討されることなく目撃者の識別判断の信用性が肯定されるケースが存在する。

後者の一例として、1971年に発生した渋谷暴動があげられる。この事件では、警官一人が殺害され、その容疑者として〇氏が逮捕、起訴され、有罪判決が下された。有罪判決の決め手は、目撃者 Y氏の識別判断であった。 Y氏は、渋谷暴動の際、ヘルメット着用の人物 X の後ろ姿を 10m 後方から目撃したという。 Y氏は、その 2 か月半後に警察で提示された複数の写真の中から O 氏を選び、それが X であると判断している。 Y 氏の視力は 0.2 であるが、裸眼のまま日常生活を送っており、目撃時も裸眼であったという。

本研究はY氏の識別判断の信用性について、心理学的観点から検討を行うものである。

口頭報告 D-11 | G26 番教室

- ■題目 | 自閉スペクトラム症者の規範意識
- ■報告 | 山本登志哉(一般財団法人発達支援研究所)

自閉スペクトラム症(ASD)は社会的コミュニケーションに課題を抱える点が重要な障がいとして理解され、心の理論からの分析に代表されるような「他者の心的状態」の理解困難、言語学が問題にするように適切な社会的文脈とズレた「語用論」の障がいといった視点から、また発達支援の経験を踏まえた現象学的な研究では他者から向けられる志向性に対する感受性(視線触発)の弱さという視点からも論じられてきた。さらに浜田寿美男は極めて早い時期から自閉的振る舞いの特徴を、単なる認知レベル、言語レベルあるいは志向性の一部の「能力の欠如」として論ずるのではなく、生まれながらの身体の違いをベースに、自我の構成の仕方の違いまでを含んで形成されていく、一種の「生きるかたち」の問題として形成論的にトータルに論ずる視点を提供している。本発表では ASD 児・者への支援現場に関わる経験や、研究者を含む ASD 者との長期にわたる対話、ASD 者による事件に関する法心理学的関わりなどを通し明確化してきた、「体験世界の(定型発達者との)ズレ」から形成されていく「規範意識のズレ」が深刻な社会的葛藤を生む点について、代表的な事例を紹介しつつ、ディスコミュニケーション論の視角からの問題提起を行う。

ポスター報告

第1日目 | 11月8日(土)11時35分~12時35分(A)

第2日目 | 11月9日(日)12時40分~13時40分(B)

ポスター報告 P01-A | G23 教室

- ■題目 |いじめの被害者の認識といじめの経過:いじめ重大事態報告書の探索的検討
- ■報告 | 午道青歩(立命館大学 OIC 総合研究機構)、山岸典子(立命館大学)、仲真紀子(理化学研究 所・立命館大学 OIC 総合研究機構)

本研究では、公開されている「いじめ重大事態調査報告書」を多数収集し、被害を受けた子どもにとってのいじめの特徴とその経過を探索的に分析した。「いじめ防止対策推進法」(法務省、2013)の施行から 10 年以上が経過したが、生命や心身に重大な被害を及ぼす「いじめ重大事態」は依然として生じている。これらの深刻な事案については調査が行われ、その結果は「いじめ重大事態調査報告書」として公開されている。同報告書は、法に基づくいじめの定義を反映し、加害行為に加えて被害者の傷つきが記録された客観的資料といえる。一方、いじめの深刻化を防ぐためには、初期段階である「いじめの芽」を摘むこと(戸田他、2013)、また、傍観者が仲裁者となること(森田、2010)が重要であると指摘されてきた。しかし、被害者本人の認識と周囲の子どもの認識に乖離がある場合、そもそも仲裁行動は行われない。本発表では、いじめ行為と被害者の傷つきを反映しているいじめ重大事態調査報告書を用い、被害者が感じたいじめの特徴及びいじめの経過について考察する。

ポスター報告 P02-B | G23 教室

- ■題目 |"子どもの心の声を聴く"コミュニケーション支援のための絵カード
- ■報告 | 真島猛 (九州産業大学)・三國牧子 (九州産業大学)・藤原朋恵 (九州産業大学)・阿部敬信 (九州産業大学) 州産業大学)

厚生労働省によると児童虐待は年々増加し、2020年度の児童相談所で受けた虐待関連相談件数は20万件を超え、10年前に比べて3.6倍となっている。こうした状況の中、虐待の相談経路の半数は警察からであり、警察官は虐待の有無を確認するために被害者との面接を行う必要がある。面接を行う手法として「司法面接」があり、言葉を自由に表現できない児童に対して言語に頼る司法面接では、正確な情報を得ることが難しい。その解決案として、言語の代わりとなる"絵カード"は、警察などが誘導のない形での面接を実現可能となる。

本研究は、児童虐待という過酷な環境下で起こる子どもに対する問題解決のためのビジュアル・コミュニケーション支援となる新たなユニバーサルデザインが必要ではないか、という問いである。そうした中で、児童虐待というトラウマを受けた被虐待児の視覚認知と行動認知をデザイン学と臨床心理学との協働研究により解明し、虐待から心傷した"子どもの心の声を聴く"コミュニケーション支援とした絵カードを開発し、更に絵カードは司法面接で採用されることを目指す。

ポスター報告 P03-A | G23 教室

- ■題目 | 福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定(1):目撃者3名の供述を対象としたスキーマ・アプローチによる分析
- ■報告 | 高木光太郎(青山学院大学社会情報学部)

福井女子中学生殺人事件において、事件発生当夜、衣服に血をつけた前川氏を見たとする3名の目撃者(I見、Y夫、A美)の供述を対象としてスキーマ・アプローチを用いた供述心理鑑定を実施した。3名はそれぞれ、前川氏の知人であるY山に頼まれ、何らかのトラブルがあったという前川氏をA美宅へ連れて行った(I見)、当時Y山と交際中で、自宅に来た前川氏としばらく一緒にいた(A美)、Y山と共にA美宅へ行き前川氏を見た(Y夫)というかたちで前川氏を目撃したと供述していた。これらの供述を対象として、事件当夜、3名が前川氏と接触した際の出来事についての供述(ターゲット供述)と、それ以外の出来事についての供述(ベースライン供述)におけるスキーマ(体験叙述様式)を比較したところ、3名に共通して、ターゲット供述における前川氏の服装、振る舞い、同氏とのコミュニケーションに関する説明において特異的に叙述の曖昧さ、希薄さ、受動性、不明瞭さが生じていることが確認され、これらが「非体験性兆候」である可能性が示唆された。報告では、3名の目撃者において類似の非体験性兆候が確認されたことの供述心理鑑定上の意義についても検討する。

ポスター報告 P04-B | G23 教室

- ■題目 | 死に対する意識と加害行為者の非人間化が量刑判断に与える影響
- ■報告 | LIU ZEYU (立命館大学人間科学研究科)、若林宏輔(立命館大学総合心理学部)

本研究は、裁判員裁判における量刑判断に対する存在脅威管理理論(TMT)の影響を検討したものである。人は自身の死を意識すると、死の不安を和らげるために文化的信念や世界観を強化し、道徳的規範に反する行為者に対して厳罰的な態度をとる傾向があるとされる。TMT は、応報的動機や非人間化といった防衛的反応が量刑判断にどう影響するかを示唆している。参加者は、死の顕在化操作(死亡に関する質問紙への回答)を行う実験群と、レジャーに関する質問紙に回答する統制群に分けられた。その後、全員に架空の暴行事件の記事を提示し、非人間化、処罰意欲、量刑について回答を求めた。分析の結果、死の顕在化と性別の主効果はともに有意ではなかったが、死の顕在化がない条件では、男性の方が女性よりも有意に厳しい量刑判断を下す傾向が示された(t = 2.19, p = .03)。以上の結果は、死への意識が裁判員の量刑判断に与える影響を理解するうえで、性別や心理的要因との相互作用を考慮する重要性を示唆している。

ポスター報告 P05-A | G23 教室

- ■題目 | 福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定(2):スキーマ・アプローチによる巧みな供述への接近
- ■報告 | 大橋靖史(淑徳大学総合福祉学部)

福井女子中学生殺人事件における証人の中で、キーパーソンの一人であるY山の証言について、供述心理分析を行った。Y山証言の特徴は、一見したところいい加減な供述であったが、その一方で、いい加減な供述であることが尋問者による更なる追及を逃れる術となっていた点にあった。したがって、供述のいい加減さを指摘しても、決定的な問題点を指摘することが困難であった(むしろ、有罪判決時には、具体性・臨場感・詳細さ・大筋における一致・一貫等が信用性を担保する根拠として挙げられていた)。そこで、他の関係者の証言と同様に、非体験性兆候の有無を含むスキーマ・アプローチによる分析を行い、Y山の供述特徴を明らかにすることとした。分析の結果、実際に体験した可能性が高いベースライン供述に比べ、血のついた前川氏とのやり取りに関するターゲット供述では、能動的な存在としての前川氏の不在という特徴が見出された。また、Y山と前川氏とのやり取りに関して尋ねられた場面においては、シンナー吸引をコミュニケーション不全の説明に用いたり、供述の変遷や矛盾を放置するといった、自身の体験の想起へと接近していかないやり取りの特徴が見出された。

ポスター報告 P06-B | G23 教室

- ■題目 | 主尋問に代替される司法面接記録が証人の供述評価に与える影響―反対尋問の効果に着目 して―
- ■報告 | 秋野光城(立命館大学人間科学研究科)、若林宏輔(立命館大学総合心理学部)、武田悠衣(立 命館大学 OIC 総合研究機構)

刑事訴訟法の改正により、司法面接の録音録画記録(司法面接記録)を裁判の証拠として用いることや主尋問に代替して使用することが可能となった。これにより、司法面接記録の過大評価の可能性や尋問機会の不平等性が指摘されている。そこで本研究では、司法面接記録の証拠化による証人の供述評価への影響について調査することを目的とした。仮説として、司法面接記録を主尋問として代替する場合、通常の主尋問より司法面接記録の方が証人の供述に関する評価は高くなる(仮説 1)と司法面接記録を主尋問として代替する場合、反対尋問を行ったとしても証人の供述に関する評価は維持されること(仮説 2)を設定した。実験計画は、独立変数に主尋問(司法面接・通常)×反対尋問(あり・なし)の2要因参加者間計画であった。従属変数は証人の各供述の信用性評価、証人の供述全体の評価、事実認定、量刑判断であった。結果、証人の供述全体の評価における信用性・説得力・一貫性・具体性の項目に、主尋問要因の主効果が確認され、司法面接記録を用いた場合、証人の供述評価が高かった。また、信用性、説得力、一貫性の項目に交互作用が確認され、司法面接記録を用いた場合、反対尋問による供述評価の低下の効果が見られた。以上の結果より、司法面接記録を用いることは、公判の結果にも影響を与えることが考えられ、司法面接記録の扱い方についてさらなる検討が必要であることが示唆された。

ポスター報告 P07-A | G23 教室

- ■題目 |福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定(3):N川証言におけるコミュニケーション不全
- ■報告 | 原聰

事件発生の前後に前川氏と行動を共にしており、前川氏から犯行を告白されたとする N 川の公判証言についてスキーマ・アプローチを用いて分析した。とりわけ前川氏との会話場面に関する証言特性に着目した。その結果、犯行に関わる事柄について、全体証言量は多いものの、両者の発話証言量は少ないこと、さらに、N 川の具体的な発話が前川氏には理解不能であり、また、N 川は前川氏の理解不能に気付くこともなく、両者の間に会話が成立しないこと、つまりコミュニケーション不全であることが明らかになった。こうしたコミュニケーション不全が中学生殺害という本件の核心的な行為に関わる告白の直後にのみ見られ、他の会話場面では見られなかった。しかし、このコミュニケーション不全は、N 川の主観的な理解や判断、動機に関わる内的心情にかかわる証言を大量に行うことで、証言の聞き手や読み手に対しては、あたかも会話が成立する印象をもたらしていた。こうした証言特性は、体験性が確実な公判廷における質疑応答に見られる巧みなコミュニケーション特性や取調べにおける想起された会話の自然な展開と比較して議論し、非体験性兆候を示す特徴である可能性を指摘した。

ポスター報告 P08-B | G23 教室

- ■題目 | 面接法とアナトミカルドールの有無が出来事の報告に与える影響―大学生を対象としたアナトミカルドールの使用―
- ■報告 | 田口琳(立命館大学人間科学研究科)、武田悠衣(立命館大学 OIC 総合研究機構)、若林宏輔(立命館大学総合心理学部)

本研究は、大学生を対象に、司法面接における面接法およびアナトミカルドールの使用が出来事の報告に与える影響を検討したものである。近年、供述弱者の定義が拡大され、成人への司法面接の適用が進むなか、成人におけるアナトミカルドールの有効性についての検討は十分ではない。本研究では、面接条件(プロトコルあり/なし)×ドール条件(あり/なし)の2要因間計画で実験を行い、被面接者(大学生)の発話量、正情報量、誤情報量を分析した。その結果、被面接者の発話量や正情報量に条件間の有意差はみられなかったが、面接者の発話量はプロトコルあり・ドールなし条件で最も少なく、また誤情報量はプロトコルなし条件で有意に増加した。これらの結果は、面接プロトコルの使用が成人の誤情報を抑制する可能性を示唆するとともに、アナトミカルドールは成人に対しては発話や情報量の増加に寄与しないことを示すものである。今後は、発話が困難な供述弱者への適用可能性について検討する必要がある。

ポスター報告 P09-A | G23 教室

- ■題目 |市民の量刑判断と服役・出所条件の一致が元受刑者雇用に対する態度に及ぼす影響
- ■報告 | 板山昂(関西国際大学心理学部)

本研究は、市民による量刑判断と、元受刑者に対する社会的受容との関連性を検討することを目的とする。刑罰には、社会的制裁としての側面だけでなく、更生や社会復帰を促す役割も期待されているが、 実際に市民がどのような量刑を妥当と考え、その判断が元受刑者に対する態度にどのように影響するのかについては、十分に明らかにされていない。本研究では、量刑判断の目的(懲罰か更生か)や、実際 に科された刑罰が市民の判断と一致しているかどうかといった要因が、元受刑者の雇用に対する態度に 及ぼす影響を検討する。特に、量刑判断と服役・出所条件の一致が、元受刑者に対する雇用意欲を高め る要因となるかどうかに着目することで、刑罰の妥当性に対する市民の納得感が社会的包摂に与える影響を明らかにする。

ポスター報告 P10-B | G23 教室

- ■題目 | 取調べ技法及び記録媒体の違いによる任意性・信用性判断の特徴-全データを用いた量的分析の結果から見えたもの
- ■報告 | 北村亮太(治療的司法研究センター)、大橋靖史(淑徳大学)、山田直子(関西学院大学)、指宿信(成城大学)

本研究では、捜査において取られるべき適切な取調べ技法、裁判において呈示されるべき適切な記録媒体は何であるべきかという問題意識に基づき、代表的・体系的な取調べ技法である PEACE Model と REID Technique という 2 種類の取調べ技法及び映像・音声・逐語反訳という 3 種類の記録媒体の差異が、任意性・信用性の判断に及ぼす影響について、その特徴を比較検討してきた。前回(2023)、前々回(2022)の大会では質問紙の一部について量的分析を行い、実験参加者の判断傾向を分析し報告してきたが、今後の質的分析に向けてより多角的な視点を得るため質問紙 2 6 問中 2 4 間についてカイ二乗検定、または 2 要因の分散分析を実施した。そこから記録媒体の要因に比べ取調べ技法の要因が実験参加者の任意性・信用性判断に有意な影響を及ぼしているという結果が得られた。また「黙秘権の理解」や「黙秘権の尊重」などの質問項目においては記録媒体の差異がそれらの判断に影響を及ぼしているという結果が得られた。今回の報告ではこのような結果をふまえ、任意性・信用性判断に影響を及ぼす具体的な要因を考察するとともに今後の質的分析に向けた示唆を得ることを目指す。

ポスター報告 P11-A | G23 教室

- ■題目 | 弁護士の共感的応答が Web 法律相談の評価に及ぼす影響: 相談者の思い を推察する問い かけの効果の分析
- ■報告 | 赤嶺亜紀(名古屋学芸大学ヒューマンケア学部)、浅井千絵(武蔵野美術大学造形学部通信教育課程)、菅原郁夫(早稲田大学大学院法務研究科)

法律相談において、弁護士の共感的な応答は依頼者の自律的な問題解決を支援する(バインダーら、2023)。法律相談にWeb 会議システムが用いられるようになり、相談を円滑に進めるためには、弁護士の共感的な応答はいっそう重視されるだろう。表情やアイコンタクトなど非言語情報は感情を反映し、コミュニケーションを促進するが、Web ではそれらの情報の授受が対面状況のようには容易でない。これまでに赤嶺・浅井・菅原(2025)は大学生を対象に対面および Web で模擬法律相談を行い、弁護士が相談者に対して単純に共感的なことばを多く発するだけでは高い評価は得にくいことを示している。ところで、相談者は弁護士に対してただ法的な問題解決を求めるだけではなく、自らの不安や後悔などの感情もわかってほしいと思うことは少なくないだろう。しかし、それらは直接的に法的な問題ではな

いため、相談者は言いづらく、とくに非言語情報が限られる Web では伝えにくいと推測される。 そこで本研究では、先行研究と同様の模擬法律相談を行って、弁護士が積極的に相談者の心配を察する問いかけをすることの効果を検証する。そして、Web 法律相談の有効な面接技法について議論する。

ポスター報告 P12-B | G23 教室

- ■題目 |体験の有無が五感情報の発言数に与える影響 司法面接的手法による聴取
- ■報告 | 若林宏輔(立命館大学総合心理学部)、正菜々子(厚生労働省)、武田悠衣(立命館大学 OIC 総合研究機構)

本報告は、昨年度報告に基づき、実体験を伴う報告と作話された報告とでの五感情報の出現程度の差異について検討した。実験手続きは、まず参加者を体験群と作話群の2群に分け、前者には体験室での実体験に基づく証言をさせ、後者には体験室で過ごしたものとして証言させた。前回報告では体験室の備品リストのみを提示し作話させたが、本実験では体験室で過ごすシナリオを提示し、それに基づき作話することを求めた。その後、参加者にそれぞれ指定の部屋で過ごすように指示し、しばらく後に司法面接的手法による聴取を実施した。得られた発話データは、五感情報毎にコーディングし分析を行った。結果、体験群と作話群の間で、五感情報の発言数に有意差はみられなかった。各五感情報の発言数に主効果が認められ、多重比較を行ったところ聴覚情報に関して先行研究と異なる結果が得られた。前回同様に作話群の生態学的妥当性の高い操作手続きについて検討する。

フラッシュスピーチ

第 1 日目 | 11 月 8 日 (土) 11 時 35 分~12 時 35 分 G26 教室 *G26 教室において行われる WS に引き続いて行う予定です。

フラッシュスピーチ F01 | G26 教室

- ■題目 | 日本の航空会社の空港現場を参観して-性暴力是正対策について刑事法学の視点から得られた感想
- ■報告 | 外塚果林(洗足こども短期大学)

2024 年末、日本の航空会社 A 社の空港現場を参観した。本フラッシュスピーチは、同参観で得られた感想を素材に、民間企業における各種取り組みが、教育機関等を含む組織内において活かされるべき点および改善されるべき点について、刑事法の観点から一つの意見を提示するものである。

具体的には、①セクハラおよび不同意性交等を含む組織内での上下関係を利用した性暴力が発生する要因、②撮影罪創設に起因する民間企業の取り組みからうかがえる性暴力防止策について感想を述べるものである。①については、2024年に刑事裁判が開始された元検事正が部下の女性検察官に対して行った準強制性交(当時)事件と比較しながら、職場環境と性暴力の関係について意見を提示したい。②については、定期航空協会が作成した盗撮予防に関するポスター等を素材に、性暴力を防止するための具体的な対策について意見を提示したい。

フラッシュスピーチ F02|G26 教室

- ■題目 | 犯罪者に対する社会からの排除行動や意識を持つ人の特性が更生可能性、再犯可能性を通して量刑に及ぼす影響(卒論構想)
- ■報告 | 矢部芹(関西国際大学心理学部心理学科)

我が国では犯罪者数が減少する一方で再犯率は高止まりしており、再犯の主要因として社会復帰の困難さが挙げられる。また出所後に職や住居の確保が難しく、孤立や経済的困窮も再犯を促す背景にある。このような背景を受け、近年犯罪者を減少させるために社会への受け入れを支援する政策の重要性が高まっている。特に更生教育プログラム等刑務所内での支援計画は手厚くされているが、あくまで施設内で完結する支援であり外へ目を向けてしまえば一般市民の受け入れや支援については未だ不十分な状況である。 加えて 2025 年 6 月 1 日に施行された拘禁刑は、懲罰から更生・社会復帰を重視した制度へと転換を図っているが、「犯罪者は更生できない」「また罪を犯すかもしれない」といった一般市民による否定的意識が根強く、犯罪者へのラベリングが受け入れの障壁となっている。このような排除意識が更生支援を阻害する要因であり、市民の意識改革が再犯抑制に不可欠であると考える。そこで本研究では、犯罪者に対する社会からの排除行動・意識を持つ人の特性や量刑への影響、加えて拘禁刑導入後の市民意識を明らかにすることで、包括的な再犯防止政策の構築を目指す。

フラッシュスピーチ F03 | G26 番教室

- ■題目 |日本の刑事司法に修復的司法は必要か?―実務家志望者への調査計画の検討
- ■報告 | 湯山祥(早稲田大学文学研究科)

わが国において刑事司法に携わる実務家が、修復的司法に対してどのような意見を持っているのか、また、制度化に対する賛否はどのようであるかの調査が 2004 年に実施された。同調査(辰野・樫村、2006)では、修復的司法が被害者および加害者にもたらす効果への期待が高く、また、修復的司法の導入の必要性を半数以上が感じているとの結果が報告されている。2005 年および 2006 年にはモデル・パイロット事業(少年対話の会)が警察庁により実施された。これらから約 20 年が経過した現在、わが国において修復的司法は制度として導入されるには至っておらず、実践的な活動も低調である。近年、一般市民を対象とし、現行の刑事司法制度内で、どのような場合にどのような形態で修復的司法の運用が支持されるかの検討(湯山、2023)がなされている。一方で、刑事司法に携わる実務家ないし実務家志望者が現在、修復的司法に対してどのような意見を持っているのかは明らかではない。これを明らかにするための調査計画について検討したい。

フラッシュスピーチ F04|G26 番教室

- ■題目 |法学セミナー特集・Web 日本評論の紹介
- ■報告 | 武田彩(日本評論社)、田村梨奈(日本評論社)

法学セミナー2025 年 8・9 月号特集「『世論』と法」の内容紹介と、ウェブマガジン「Web 日本評論」 連載、新企画の紹介などを行う。

法解釈と制度設計を架橋する、刑事政策の世界へようこそ。

刑事政策へのいざない

甘利航司[編] 近年改正された法律や社会的に注目されている政策を通じて、はじめて刑事法を学ぶ人や、最新の話題を知りたい人に!はじめて刑事法を学ぶ人や、最新の話題を知りたい人に! 刑事政策学に触れてみよう。(法学セミナー誌での連載を書籍化。)



●2860円

大塚裕史·十河太朗·塩谷 毅·豊田兼彦[蓍]

基本刑法Ⅱ各論第4版

パージョンアップ。 正、新しい重要判例をふまえ、よりわかりやすく 正、新しい重要判例をふまえ、よりわかりやすく



だからこそ強くなれる

消費者は弱くてもろい、

強くなれる。 強くなれる。

◇好評既刊 基本刑法 | 総論 第3版 「正当防衞」「実行の着手」「共犯」は全面改訂。●4-80円

基本刑事訴訟法Ⅱ論点理解編 第2版 の声に応えてさらに読みやす新判例・法改正を入れ、読者

> 消費者被害を他人事とせずに、なぜだまされるのか、なぜ被害が生 護士)の3人で、その問題点や解決方法について率直に語り合った。

野口善國 著

それについて、消費者法を専門とする研究者、法律実務家(弁 問題となっている消費者取引に関する被害を事例として取り上

吉開多一・緑 大輔・設楽あづさ・國井恒志 圏 ◇好評既刊 基本刑事訴訟法Ⅰ 手続理解編 基礎から予備・司法試験合格、実務まで! く全面改訂。 ●各3300円

家族への公的関与
支援・介入・制裁 の場面にフォーカスし、理想の姿を探る。か、法はどうあるべきか。児童虐待や子の養育か、法はどうあるべきか。児童虐待や子の養育家族に公的関与を求める社会の声が高まるな

水野紀子・深町晋也・石綿はる美[編]

●5500円

葛野|尋抄|[著] 刑事弁護の高度化が進む現代。弁護人の援助を受ける権利をさらに強化するために、理論、制 弁護人の援助を受ける権利の現代的展開

櫻庭総・奈須祐治・桧垣伸次[編著] 日本でのヘイトクライムの法規制に特化した初めての本。 イトクライムに立ち向かう 暴力化する 最力化する

黙秘権の機能的分析 ト角洋平圏 た、気鋭の研究書。 ●6050円黙秘権の保障根拠を学際的に分析し

金子武嗣・石塚伸 [[編著] 大逆事件、この世界的にも有名な冤罪事件の再審請求実現をめざす書。 幸徳秋水 大逆事件の研究 「再審請求」を追究して

團藤重光日記 1978-1981 藤重光。(※電子版のみ有)●希望小売価格4400円日記から知る、日本刑法学の泰斗・最高裁判事團

高島脱子 [著] 『虎に翼』で話題となった家庭裁判所では、令和の今、どんなことが起きているのか。現役家裁 推乃南アサさん(小説家)

冢裁調査官、こころの森を歩く

●8250円 〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621 ご注文は日本評論社サービスセンター **△ ☎**049-274-1780

M03-3987-8590

風 049-274-1788 ※表示価格は税込価格

立ち上がる消費者になるためのヒント

住田浩史、髙嶌英弘、坂東俊矢 著

守られる存在から、

じるのか、を自分事として考えるためのヒントを提供する。 少年に付き添う人 「愛された体験」が少年を変える

た著名な少年事件を担当した弁護士による、豊富な付添人活動の 神戸連続児童殺傷事件、姫路タクシー運転手強盗殺人事件といっ 少年法と付添人の記録 事例を紹介し、非行少年の更生に必要なことをまとめた。

詳説 ビジネスと人権[第2版] 日本弁護士連合会国際人権問題委員会 編 6 0 5 0 円

国際条約の起草作業など最前線の動きにも言及。 網羅。さらに、2025年から本格化するビジネスと人権に関する 初版以降の国内外の進展や事例を盛り込み、武力紛争に関する国際 人道法、気候変動、中小企業の取組みといった今日不可欠な課題も

本評論社

法律時報26月号パックラバン | | 親密圏」を規律する刑法

「親密圏」に刑法的介入が期待される局面を検討し、新たな刑法学の在り方を模索する。

刑事弁護読本

判例と文献で読み解く刑事裁判の現在地

神山啓史流あきらめない弁護術

伝承していく刑事弁護

ガール刑事訴訟法 第4版

石井 隆•岡 慎一編三井 誠•河原俊也•

別冊法学セミナー

■NO90円

●6930円

令和6年までの法改正に完全対応。令和7年「刑事手続のデジタル化」に関する付録を設けた最新の逐条解説書。

神山啓史弁護士の弁護の「技」を伝承する会 編

砰山啓史 編著

現代人文社

南川学著

発売:大学図書

東京都新宿区四谷 2-10 八ッ橋ビル7階 TEL 03-5379-0307 FAX 03-5379-5388 〈稅込〉 http://www.genjin.jp



成文堂

政

(第3版)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-38 価格は税込みです https://www.seibundoh.co.jp 電話03(3203)9201(代)・FAX 03(3203)9206

ビギナーズ犯罪学(第3版)解決・高橋則夫編著RJ叢書は、AS上製〉、248頁〜6600段を後後的近畿の現在

B5並製/88頁/1980円

A 5 並製 / 5 8 8 頁 / 3 8 5 0 円

/2200円

第 38 号